

平成 29 年度における独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の 中小企業者に関する契約の方針

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（以下「機構」という。）は、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和 41 年法律第 97 号。以下「官公需法」という。）第 5 条の規定に基づき、中小企業者に関する国等の契約の基本方針（平成 29 年 7 月 25 日閣議決定。以下「基本方針」という。）に即して、平成 29 年度における新規中小企業者をはじめとする中小企業者の受注の機会の増大を図るための方針（以下「本方針」という。）を次のとおり定める。

第 1 中小企業者の受注の機会の増大の目標に関する事項

1 中小企業・小規模事業者向け契約目標

機構は、平成 29 年度における官公需予算総額に占める中小企業・小規模事業者向け契約の金額が約 186,090 千円、比率が 59.6%（平成 29 年 4 月 18 日付 29 文科会第 57 号の通知に基づき回答した額及び比率）になるよう努めるものとする。

2 新規中小企業者向け契約目標

新規中小企業者向け契約目標については、基本方針において「新規中小企業者の契約比率については、平成 26 年度国等の官公需契約実績 7 兆 4,278 億円の約 1%程度と推計されることを踏まえ、平成 27 年度から平成 29 年度までの 3 年間で、26 年度比で国等全体として概ね倍増の水準となるよう努めるものとする。」と定められている。

このことを踏まえ、機構は、この目標の達成に資するよう、新規中小企業者の契約比率を平成 29 年度までに 3%程度とすることを目標として、新規中小企業者の受注の機会の増大に努めるものとする。

第 2 中小企業者の受注の機会の増大のために講ずる措置に関する事項

機構は、中小企業・小規模事業者の受注の機会の増大を図るため、基本方針に即すとともに、次のとおり取り組むものとする。

- 1 機構ウェブサイトへの掲載による官公需情報の提供
- 2 官公需に関する相談体制の整備（「官公需相談窓口」：管理部会計課）
- 3 総合評価落札方式の適切な活用
- 4 分離・分割発注における事例の活用
- 5 一括調達、共同調達における事例の活用
- 6 知的財産権の取り扱いへの留意
- 7 一括調達、共同調達における下位等級者の参加の推進
- 8 小企業者を含む小規模事業者の特性を踏まえた配慮
- 9 技術力のある中小企業・小規模事業者に対する受注機会の増大
- 10 地域の中小企業・小規模事業者等の積極的活用

- 11 中小企業・小規模事業者の資金繰りへの配慮
- 12 適正な予定価格の作成、ダンピング受注の防止等
- 13 中小石油販売業者に対する配慮

災害時に迅速かつ円滑な燃料供給を必要とする車両を有する施設や、災害時の拠点となる病院や避難所を有する施設を有する場合は、災害時の燃料供給等に関する協定を締結する意義や必要性について検討し、地域の石油組合等から要請があった場合には十分に協議を行うものとする。

官公需適格組合の証明を受けている組合をはじめとする石油組合が国等又は地方公共団体との間で災害時の燃料供給協定を締結している場合には、平時においても当該協定を締結している石油組合及び当該協定に参加している中小石油販売業者の受注機会の増大に努めるものとする。

また、災害時の燃料供給協定を締結している石油組合及び当該協定に参加している中小石油販売業者を活用して円滑な燃料調達ができると認められる場合であって、経済合理性・公正性等に反しない適正な調達ができるときには、極力分離・分割して発注を行うよう努めるものとする。

災害時の燃料調達協定を締結している石油組合を活用して円滑な燃料調達ができると認められる場合であって、経済合理性・公正性等に反しない適正な調達ができるときには、官公需適格組合をはじめとする石油組合との随意契約を行うことができるものとする。

第3 新規中小企業者及び組合の活用に関する事項

機構は、新規中小企業者の受注機会の増大を図るため、基本方針に即すとともに、次のとおり取り組むものとする。

- 1 過去の実績を過度に求めない運用、見積先の柔軟化の推進
- 2 競争参加者の資格の弾力的運用
- 3 地方自治法 167 条の 2 第 1 項第 4 号で都道府県知事が認定した商品（「いわゆるトライアル発注制度」という。）等の受注機会の検討
- 4 新規中小企業者からの相談体制（上記第 2 における 2 と同じ。）
- 5 新規中小企業者からの見積書取得の推進（小規模事業者や国等の調達実績が少ない新規中小企業者への配慮）

第4 前3号に掲げるもののほか、中小企業者の受注の機会の増大に関し必要な事項

1 本方針の適用範囲

本方針は、全ての部署に適用する。

2 中小企業者の受注の機会の増大のための推進体制

中小企業・小規模事業者の受注の機会の増大のため、機構に設置されている調達等合理化検討会（統括責任者：理事）を推進本部とし、第 1 の目標達成に向けて、必要に応じて調達の現状を分析し、実績の向上を図るために有益な情報提供等を行う。

3 制度運用に係る作業環境の整備

新規中小企業者の調達実績の把握や、みなし大企業の確認等の制度運用状況を適切に把握し、効率的な確認作業等が可能となる作業環境の整備を図る。

附 則

○ 本契約の方針の公表

官公需法第5条第3項に基づき、本方針は速やかに公表する。